港 X <u>\</u> 勤 労 福 祉 会 館 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条

例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

出者 港区長 武 井 雅 昭

提

港 区 <u>\</u> 勤 労 福 祉 会 館 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

港 区 立 勤 労 福 祉 会 館 条 例 昭 和 五. + 年 港 区 条 例 第 兀 十 七 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正す

る

第八条を次のように改める。

使用料の還付)

第 八 条 X 長 は 区 規 則 で 定 \otimes る とこ ろ に ょ ŋ 既 に 納 付 さ れ た 使 用 料 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 を 還 付

することができる。

付 則

1 $\overset{\sim}{\smile}$ \mathcal{O} 条 例 は 平 成 + 五 年 兀 月 日 以 下 施 行 日 _ と 1 う $\overline{}$ か 5 施 行 す る

2 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条 例 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 港 区 立 勤 労 福 祉 会 館 条 例 第 八 条 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に な さ れ た

使 用 \mathcal{O} 承 認 に 係 る 使 用 料 に 0 1 て 適 用 L 施 行 日 前 に な さ れ た 使 用 \mathcal{O} 承 認 に 係 る 使 用 料 に 0

(説明)

勤労 福 祉 会館 0) 使 用料 0 還 付 に 係る規定を整備するため、 本案を提出い たします。